審 査 基 準 （ 公 表 用 ）

様式第３号

所管部（局）・課　　交通政策部　港湾課

法　　令　　名	港湾法	法令の番号	昭和２５年法律第２１８号
許認可等の種類	水域（公共空地）占用許可	根 拠 条 項	法第３７条第１項

審査基準

次の場合に許可を行う。

1　港湾施設の建設を行う場合は、当該港湾施設が暫定的なものである場合を除き、港湾計画等により位置付けられていること。
2　他の港湾施設の維持及び整備に支障を与えないこと。
3　工作物等を設置する場合、安全な構造であること。
4　土砂採取、危険物等の設置等、他の法令により規制を受ける行為をする場合は、当該規則に従うこと。
5　周辺の船舶の航行に支障を与えないこと。
6　近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。
7　環境を悪化させるおそれがないこと。

受付機関	各土木事務所	処理機関	各土木事務所	交付機関	各土木事務所	標準処理期間　30日 標準経由期間　日	目次NO	13～